

市川三郷町障害者活躍推進計画

令和 2 年 3 月
市川三郷町長

I 総論

1 目的

本町が障害者雇用を進める上で障害者の活躍推進が必要であります。障害者の活躍とは、障害者一人ひとりが能力を有効に発揮し、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、全ての障害者がその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すことが必要であります。このため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者活躍推進計画を策定し公表することとします。

2 計画期間

本計画の期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

II 目標

1 採用に関する目標

- ・各年度 6 月 1 日時点の法定雇用率以上とします。
（参考）令和元年 6 月 1 日時点の実雇用率：3.91%
（評価方法）毎年の任免状況通報により把握

2 定着に関する目標

- ・不本意な離職者を極力生じさせないようにします。
（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握

III 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

- ・障害者雇用推進者として総務課長を選任します。（令和元年 9 月 25 日に選任済）
- ・障害者職業生活相談員として人事担当者を選任します。（令和元年 9 月 25 日選任済）
- ・令和 3 年 3 月 31 日までの間は、大学を卒業した者で 2 年以上人事担当の業務を実施した経験がある者の経過措置があるが、経過措置以降は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討し、必要に応じて労働局に相談します。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討をおこない、継続的に必要な措置を講じます。
- ・措置を講じるに当たっては、障害者からの要望をふまえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
- ・募集・採用に当たっては、以下の取扱いをおこないません。
 - イ 特定の障害を排除し、又は特定の障害の障害に限定する。
 - ロ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ハ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ニ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ホ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- ・本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施します。
- ・本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じます。

4 その他

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき策定した「市川三郷町障害者就労施設等からの物品等調達方針」中の調達目標にある「前年度に障害者就労施設等から調達した実績を上回ることを目指します」。